

患者さんへのご案内

● 長期収載品の選定療養について

令和8年6月より、医療上の必要性があると認められず患者さんの希望で長期収載品を処方した場合、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1）のお支払いが発生することがあります。

当院では選定療養に係る処方をする場合、処方医師より、後発医薬品が選択可能であること、長期収載品では特別の料金が発生し得ることに関し、十分な説明を行っております。

但し、当院は通常院内処方です。院内処方の場合、院内採用品に後発医薬品がなく長期収載品で処方した場合は、選定療養の対象外となりますので、当院窓口での特別の料金のお支払いは発生いたしません。

※長期収載品とは

以下の1～3までをすべて満たすもの

- 1、後発医薬品のある先発医薬品（準先発品を含む）であること
- 2、後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した品目、または後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過しない品目のうち、後発品置き換え率が50%以上のもの
- 3、長期収載品の薬価が、後発医薬品のうち最も薬価が高い物の薬価を越えていること

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことが出来るようにした制度の一つで保険外診療にあたります。子ども医療などの公費を使用している方も、自己負担が発生します。

以上の項目について質問等ございましたら、スタッフまでお問い合わせください。

2026年6月
医療法人 みやけ整形外科
院長 三宅 智